

公益社団法人高知県建設技術公社評価業務約款

（責務）

第1条 申請者（以下「甲」という。）及び公益社団法人高知県建設技術公社（以下「乙」という。）は、住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号。以下「法という。）、同法施行規則（平成12年建設省令第20号。以下「施行規則」という。）、日本住宅性能表示基準（平成13年国土交通省告示第1346号）及び評価方法基準（平成13年国土交通省告示第1347号）並びにこれに基づく命令等を遵守し、この約款（申請書及び引受承諾書を含む。以下同じ。）及び公益社団法人高知県建設技術公社評価業務規程（以下「業務規程」という。）に定められた事項を内容とする契約（以下「この契約」という。）を履行する。

2 乙は、善良なる管理者の注意義務をもって、引受承諾書に定められた業務を次条第1項に規定する業務期日までにに行わなければならない。

3 乙は、甲から乙の業務の方法について説明を求められたときには、速やかにこれに応じなければならない。

4 甲は、業務規程に定められた額の評価料金及び確認料金（以下「評価料金等」という。）を第3条に規定する支払期日までに銀行振込により支払わなければならない。

5 甲は、この契約に定めのある場合又は乙の請求があるときは、乙の業務遂行に必要な範囲内において、引受承諾書に定められた業務の対象（以下「対象住宅」という。）に関する計画、施工方法その他の情報を遅滞なくかつ正確に乙に提供しなければならない。

6 甲は、乙が業務を行う際に、対象住宅の敷地又は工事現場に立ち入り、業務上必要な調査又は評価を行うことができるように協力しなければならない。

7 乙は、前項に規定する協力が得られない等により、業務上必要な検査が行えない場合又は評価業務遂行に必要な対象住宅に関する情報の提供が行われない場合にあっては、評価業務を中断し又は中止する。

8 乙は、建築基準法第7条第5項又は同法第7条の2第5項に規定する検査済証の交付がなければ業務規程第22条第1項の建設住宅性能評価書の交付を行わない。ただし、建築基準法第7条第1項の規定による検査を要しない住宅又は同法第7条の6第1項第1号の規定による承認を受けた住宅に係る申請の場合を除く。

（業務期日）

第2条 乙の業務期日は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める期日とする。ただし、業務規程に規定する休日を除くものとする。

(1) 設計住宅性能評価業務 引受承諾書に定める引受日から30日を経過する日、又は、指摘事項の是正確認が完了した日の7日を経過する日のいずれか遅い日

(2) 建設住宅性能評価業務 引受承諾書に定める完了検査予定日又は建築基準法第7条第5項若しくは同法第7条の2第5項に規定する検査済証の交付のあった日のいずれか遅い日から7日を経過する日

(3) 長期使用構造等確認業務（軽微変更該当証明含む） 引受承諾書に引受日から30日を経過する日、又は、指摘事項の是正確認が完了した日の7日を経過する日のいずれか遅い日

2 乙は、甲が前条第5項、第6項及び第5条第1項に定める責務を怠ったとき又は第三者の妨害、天災その他乙の責に帰することができない事由により、業務期日までに業務を完了することができない場合には、甲に対しその理由を明示のうえ、業務期日を延長することができる。この場合において、必要と認められる業務期日の延長その他の必要事項については、甲乙協議して定める。

（支払期日）

第3条 甲の支払期日は、乙が発行する請求書の発行日から14日を経過する日とする。

2 甲（代理人を含む）と乙は別途協議により、他の期日を取り決めることができる。

3 乙は、第1項に定める支払期日までに評価料金等の収納が確認できない場合は、収納が確認できるまで甲に対し、設計住宅性能評価書、建設住宅性能評価書、長期使用構造等確認書及び軽微変更該当証明書（以下「評価書等」という。）は交付しない。この場合において、乙が当該評価書等を交付しないことによって甲に生じた損害については、乙はその賠償の責めに任じないものとする。

（設計住宅性能評価又は長期使用構造等確認における審査中の計画変更）

第4条 甲は、設計住宅性能評価書の交付前までに甲の都合により対象住宅の計画を変更する場合には、速やかに乙に変更部分の設計住宅性能評価申請関係図書を提出しなければならない。

2 前項の計画変更が、建物の形状を変更する場合、変更に係る

部分の床面積の合計が全体床面積の三分の一を超えた場合、または再度構造計算を行う必要がある場合など、乙が大規模なものと認めた場合にあっては、甲は、当初の計画に係る設計住宅性能評価の申請を取り下げ、別件として改めて乙に設計住宅性能評価を申請しなければならない。

3 前項の申請の取り下げがなされた場合には、次条第2項の契約解除があったものとする。

4 前3項の規定は、長期使用構造等確認の契約についても準用する。この場合において、「設計住宅性能評価書」とあるのは「長期使用構造等確認書（軽微変更該当証明書を含む）」と、「設計住宅性能評価申請関係図書」とあるのは「長期使用構造等確認提出図書（軽微変更該当証明提出図書を含む）」と、「設計住宅性能評価」とあるのは「長期使用構造等確認（軽微変更該当証明を含む）」と読み替えるものとする。

（甲の解除権）

第5条 甲は、次の各号の一に該当するときには、乙に書面をもって通知してこの契約を解除することができる。

(1) 乙が、正当な理由なく、第2条第1項の各号に掲げる業務を当該各号に定める業務期日までに完了せず、またその見込みのない場合

(2) 乙がこの契約に違反したことにつき、甲が相当期間を定めて催告してもなお是正されない場合

2 前項に規定する場合のほか、甲は、乙の業務が完了するまでの間、いつでも乙に書面をもって申請を取り下げの旨を通知してこの契約を解除することができる。

3 第1項の契約解除の場合、甲は、評価料金等がすでに支払われているときはこれの返還を請求することができる。また、甲は、その契約解除によって乙に生じた損害について、その賠償の責めに任じないものとする。

4 第1項の契約解除の場合、前項に定めるほか、甲は、損害を受けているときはその賠償を乙に請求することができる。

5 第2項の契約解除の場合、乙は、評価料金等を甲に返還しない。

6 第2項の契約解除の場合、前項に定めるほか、乙は、損害を受けているときは、その賠償を甲に請求することができる。

（乙の解除権）

第6条 乙は、次の各号の一に該当するときには、甲に書面をもって通知してこの契約を解除することができる。

(1) 甲が、正当な理由なく、評価料金等を第3条に定める支払期日までに支払われない場合

(2) 甲がこの契約に違反したことにつき、乙が相当期間を定めて催告してもなお是正されない場合

2 前項の契約解除の場合、乙は、評価料金等を甲に返還しない。

3 第1項の契約解除の場合、前項に定めるほか、乙は、損害を受けているときは、その賠償を甲に請求することができる。

（乙の免責）

第7条 乙は、次の各号に該当する場合には、責任を負わない。
(1) 甲の提出した申請書等に虚偽の記載があり、それに基づいて設計住宅性能評価、建設住宅性能評価及び長期使用構造等確認がなされた場合

(2) 乙による故意又は重大な過失がない場合

2 前項の規定にかかわらず、乙は、設計住宅性能評価、建設住宅性能評価及び長期使用構造等確認を実施することにより、甲の申請に係る計画が建築基準法並びにこれに基づく命令及び条例の規定に適合することを保証しない。

3 乙は、この契約によって対象住宅に瑕疵がないことを保証しない。

（秘密の保持）

第8条 乙は、この契約に定める業務に関して知り得た秘密を漏らし又は自己の利益のために利用してはならない。

（別途協議）

第9条 この契約に定めのない事項又はこの契約の解釈につき疑義を生じた事項については、甲乙信義誠実の原則に則り協議のうえ定めるものとする。

（附則）この約款は令和7年10月14日より施行する。